

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定について、令和 7 年 4 月 9 日付け上越市告示第 181 号で告示した事項に変更がある旨の届出があったので、上越市財務規則（昭和 46 年規則上越市第 35 号）第 67 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 7 日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 指定納付受託者の名称
第四北越ジェーシービーカード株式会社
- 2 変更があった事項及びその内容
社名の変更
（変更前）：第四ジェーシービーカード株式会社
（変更後）：第四北越ジェーシービーカード株式会社
- 3 変更年月日
令和 7 年 4 月 1 日